

**農業経営基盤の強化の促進に関する**

**基本的な構想**

**令和 5 年 9 月**

**豊田市**

## 目 次

<b>第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>	
1 豊田市農業の現状	1
2 豊田市の農業構造の現状及び見通し	1
3 農業経営の目標	1
4 農業経営基盤の強化の方策	2
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
<b>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>	
【I】地区別振興作物	5
【II】営農類型	6
<b>第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標</b>	12
<b>第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</b>	
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2 豊田市が主体的に行う取組	13
3 関係機関の連携・役割分担の考え方	13
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集 ・相互提供	14
<b>第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</b>	
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	15
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
<b>第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>	
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	16
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施促進に関する事項	20
4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	20
<b>第6 その他</b>	21

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 豊田市農業の現状

本市は愛知県の中央に位置し、北は岐阜県、東は長野県に接している。愛知県内一の面積と名古屋市に次ぐ第2位の人口を誇る都市である。名古屋大都市圏における工業に特化した産業都市であるものの、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、都市と山村が融合した県下でも有数の農業地帯である。

市南西部の上郷地区、高岡地区は比較的平坦地が多く、ほ場整備も完了し、肥沃な土地に恵まれた水田作中心の農業地帯であり、農地所有適格法人を中心に土地利用型農業が展開され、利用権設定による経営規模の拡大が進んでいる。

中心市街地近郊といえる矢作川を挟んだ拳母地区と高橋地区では、混住化が進む中、米、麦、大豆を中心に都市部の有利性を生かした野菜、花き、畜産といった農業が行われている。

市西部の猿投地区、保見地区では、米、麦を中心とした農業が行われている一方で、丘陵地という特性を生かした野菜、果樹の代表的産地となっている地域がある。

山村部の松平地区、石野地区、藤岡地区、小原地区、足助地区、下山地区、旭地区、稻武地区においては、多くの地区で人口減少が進む中、経営面積も50a未満の零細な兼業農家が多く、脆弱な農業経営である。また、条件の悪い山間の農地や小区画不整形な農地は、荒廃化が進み、農地の減少が顕著である。さらに、獣害も深刻で営農意欲の減退に拍車をかけている。こうした状況の中、水稻を中心に、施設園芸、畜産、花き、地域特産物（自然薯、小菊等）などの農業経営が行われており、担い手農家を中心に収益性の高い作物を導入するなど地域として産地化を図っている。

## 2 豊田市の農業構造の現状及び見通し

本市の農業構造については、全国的な傾向と同様に農業者の減少、高齢化が進んでいる。農林業センサスによると、販売農家数は、2005年3,909戸、2010年3,308戸、2015年2,581戸、2020年1,925戸と年々減少しており、今後も減少する傾向にあると想定される。

また、地域の農業経営に格差があり、平坦地域では農地所有適格法人等による集積・集約化が図られる一方、山村部では、深刻な担い手不足や農地の荒廃化、獣害等により、地域農業の存続が危惧される。

## 3 農業経営の目標

本市は、このような農業構造の現状及びその見通しの下、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成・強化を図る。

具体的な経営の指標は、本市において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得相当を得られるだけの年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間労働時間及び効率的かつ安定的な農業経営の目標労働時間（主たる

従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

業 経 営 の 目 標	年間農業所得	1人当たりの 年間労働時間
	概ね600万円	概ね 1,800時間
効率的かつ安定的な農業経営	<p>1 効率的かつ安定的な農業経営体とは、経営規模等から他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる農業経営体である。(主たる従事者1人、家族労働者1.5人を想定)</p> <p>2 主たる従事者1人当たりの所得は概ね400万円である。</p>	
新規就農を始めた青年等も農業経営する農業経営	<p>概ね250万円</p> <p>1 主たる従事者1人当たり 概ね250万円</p> <p>2 夫婦で家族経営協定を締結し、新たに農業経営を始める場合の合計所得は375万円である。</p>	概ね 1,800時間

#### 4 農業経営基盤の強化の方策

##### (1) 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

本市は、担い手の確保・育成を推進するため、豊田市地域農業再生協議会、豊田市農業委員会、あいち豊田農業協同組合及び愛知県等の関係機関が役割分担を明確にした上で、十分な相互連携を図り、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための話し合いを促進する。更に、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者、望ましい経営を目指す意欲的な農業者や生産組織(以下「意欲的な農業者等」)及びこれら周辺農家に対して、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断するよう関係機関が営農診断、営農改善方策の提示等を行う。さらに、関係機関は各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するとともに、経営改善に向けた取組を実践している農業者及び生産組織に対して、経営診断の実施、導入が望ましい技術の提示等、重点的な指導及び研修を実施し、経営改善策の着実な実行を促進する。

##### (2) 農用地の利用集積の推進

農業経営の改善による望ましい経営体の育成を図るため、規模拡大による経営発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては関係機関が農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が集約化されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集約化を推進する。

### (3) 生産組織の育成と法人化の推進

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、集落営農組織の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう集落に関する団体との役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性が具体化されていくよう関係機関・団体と協力しながら推進していく。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、猿投地区や山村部においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

### (4) 多様な担い手による地域農業の推進

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、あいち豊田農業協同組合、集落営農組織、農作業サービス事業体等による農作業受託機能の強化を図るとともに、農家子弟を始め、Uターン者、定年帰農者、新規参入者（企業等を含む）など意欲ある多様な担い手の就農を促進することにより、地域農業の維持発展を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結を通じた経営参画を促進するとともに、農業委員やあいち豊田農業協同組合の役員への登用、人・農地プラン及び地域計画の検討等地域農業の政策・方針決定への参画を促進し、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進める。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を本市の農業を支える基幹的な担い手の育成施策の中心に位置づけ、計画の実現に向けて、豊田市農業委員会の支援による認定農業者への農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとする。

このため、本市が主体となって、関係機関、関係団体に協力を求めつつ、農業経営改善計画の有効期間の中間年（3 年目）及び満了年（5 年目）を迎える認定農業者に対する計画の実践状況の把握、検証を行うこととする。

### (5) 効率的な農業の推進

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あいち豊田農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にし

て、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、愛知県豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課（以下「農業改良普及課」という。）の指導の下に、農業経営の改善を支援する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は48人となっているが、地域の環境にあった農業生産の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 農業経営の目標及び新規就農者の確保・育成目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を設定し、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

愛知県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新規就農者の確保目標数年間200人を踏まえ、本市においては年間10人の新規就農者の確保を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

第1の3に示したような農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため就農希望者に対して、農地については豊田市農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農業改良普及課やあいち豊田農業協同組合、生産者部会等が重点的な指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り、計画的な就農を支援する。また、新規就農者に対しては、地域の組織活動への誘導を図り、地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型等について次のとおり示す。

### 【I】『地区別振興作物』

主要な地区	主要な振興作物	主要な営農類型
拝母地区	水稻、ぶどう、白菜 採卵鶏、乳牛	水稻主体、果樹、露地野菜 養鶏、酪農
高橋地区	水稻、乳牛、肉用牛	水稻主体、酪農、肉用牛
上郷地区	水稻、麦類、梨、茶 シンビジウム、鉢花 観葉植物、苗物	水稻主体、果樹、茶 施設花き
高岡地区	水稻、麦類、いちご、茶 シンビジウム、鉢花 観葉植物、苗物、切花 豚、採卵鶏、肉用牛	水稻主体、施設野菜、茶 施設花き、養豚、養鶏 肉用牛
保見地区	水稻、麦類、いちご	水稻主体、施設野菜
猿投地区	水稻、梨、桃、柿 ぶどう、いちご、スイカ、白 菜、鉢花、苗物 採卵鶏、乳牛、豚	水稻主体、果樹、施設野菜、 露地野菜、施設花き 養鶏、酪農、養豚
石野地区	水稻	水稻主体
松平地区	水稻、しいたけ、枝物、小菊	水稻主体、施設野菜、施設花 き
藤岡地区	水稻 いちご、トマト、みつば	水稻主体 施設野菜
小原地区	水稻、自然薯、鉢花、苗物、 採卵鶏	水稻主体、露地野菜 施設花き、養鶏
足助地区	水稻、自然薯、レタス ほうれん草、肉用牛	水稻主体、露地野菜 施設野菜、肉用牛
下山地区	水稻、自然薯、茶 鉢花、シクラメン、小菊 肉用牛	水稻主体、露地野菜、茶 施設花き、露地花き 肉用牛
旭地区	水稻 自然薯、シンビジウム 肉用牛	水稻主体 露地野菜、施設花き 肉用牛
稻武地区	水稻、ブルーベリー、自然薯 シクラメン、小菊、鉢花 苗物、肉用鶏、採卵鶏	水稻主体、果樹、露地野菜 施設花き、露地花き 養鶏

## 【II】『営農類型』

〔個別経営体（効率的かつ安定的な農業経営体）〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻主体 (平坦地)	経営面積 27ha	<資本装備> トラクター 2台 65ps トラクター 1台 85ps	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
	作付面積 水稻 9ha 小麦 8ha 大豆 6ha	か-トラクタ- 1台 75ps 施肥田植機 2台 8条 自脱コンバイン 1台 6条 汎用コンバイン 1台 206cm 乗用管理機 1台 ダンプ 2台 軽トラック 2台 大豆播種機 1台 3条		
	作業受託 4ha	不耕起播種機 1台 麦ドリルシーダ- 1台 12条 ブロードキャスター 1台 ミキサー 1台 溝きり機 1台 フォ-クリフト 1台 ロ-リ- 2台 2.4m 畦塗り機 1台 ハロー 2台 3m ロ-リデイッチャ- 2台 モア 1台 サブソイラ 2台 ライムソワー 1台 カルチ 1台		
従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 1人	農舎 500 m <sup>2</sup> 育苗施設 1式 <その他> ・乾燥調整は J A 共同乾燥調製施設を利用 ・水稻は全量基肥栽培により投入窒素量を抑制			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻主体 (山村部)	経営面積 17ha  従事者数 ・家族 2人	<資本装備> トラクター 1台 40ps ロ-列- 1台 1.7m 作付面積 水稻 JA出荷 2ha 自販 2ha 飼料米 2ha <その他> 作業受託 11ha  <資本装備> トライバロ- 1台 2.4m 田植機 1台 5条 コンバイン 1台 5条 ブロードキャスター 1台 トラック 1台 2t 軽トラック 1台 倉庫 100 m <sup>3</sup> 育苗ハウス 500 m <sup>3</sup> ・水稻は全量基肥栽培により投入窒素量を抑制 ・JA出荷及び直売 ・生産調整は飼料米により対応	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
露地野菜	経営面積 3ha  従事者数 ・家族 2人 ・雇用 1人	<資本装備> 育苗ビニルハウス 2.5a トラクター 1台 大型 作付面積 ハクサイ 1.5ha スイカ 1.5ha <その他> ・農協組織の共選共販体制による出荷 ・堆肥成分を考慮した施肥 ・秋冬ハクサイはナウエルポット育苗 ・スイカは接木栽培	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
施設野菜	経営面積 30a  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 0.5人	<資本装備> ビニルハウス 30a 育苗ハウス 10a 作付面積 イチゴ 30a 受け苗バンチ育苗システム 10a 作業場 1棟 暖房機 3台 予冷庫 1台 動力噴霧器 1台 軽トラック 1台 <その他> ・JA出荷や直売による販売 ・天敵の利用による農薬使用量の低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・共選、共販体制の整備

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設花き	経営面積 30a  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 1.5人	<資本装備> 鉄骨ビニルハウス 30a 作業場 15 m <sup>2</sup> 作付面積 シンビジウム 30a トラック架台付 1台 軽トラック 1台 自動灌水装置 30a 暖房機 3台 300型 <その他> ・高冷地（標高 900m）の山上栽培 ・一部に予約販売や直売を活用	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
施設花き	経営面積 23a  従事者数 ・家族 2.5人	<資本装備> 軟質フィルムハウス 23a 作業場 15 m <sup>2</sup> 作付面積 ポトス 23a トラック架台付 1台 軽トラック 1台 暖房機 3台 300型 ミキサー 1台 <その他> ・周年栽培 ・全量市場出荷	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
露地花き	経営面積 80a  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 1人	<資本装備> 親株用ビニルハウス 400 m <sup>2</sup> トラクター 1台 20ps 作付面積 小ギク 80a マルチヤー 1台 結束機 1台 トランク 1台 動力噴霧器 1台 下葉かき機 1台 選花機 1台 <その他> ・農協組織の共選共販体制による出荷	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	経営面積 180a 作付面積 モモ 180a 従事者数 ・家族 2人 ・雇用 0.5人	<資本装備> 防蛾灯 180a パワーショベル 1台 運搬機 1台 トラクター 1台 20ps 貨物トラック 1台 農業用倉庫 1棟 乗用モアー 1台 スピードスプローラー 1台 <その他> ・農協組織の共選共販体制による出荷 ・品種の組み合わせによる長期出荷 ・交信かく乱剤利用による農薬使用量の低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
果樹	経営面積 100a 作付面積 ブドウ 100a 従事者数 ・家族 2.5人	<資本装備> 簡易ハウス 50a 果樹棚 100a スプリンクラー 1式 運搬機 1台 トラクター 1台 20ps 貨物トラック 1台 スピードスプローラー 1台 <その他> ・ジベリン処理による無核化 ・平行整枝短梢せん定法による省力化 ・生産物は全量直売	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保
果樹	経営面積 190a 作付面積 ナシ 190a 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 0.5人	<資本装備> ナシ棚 190a 防蛾灯 190a 運搬機 1台 トラクター 1台 20ps 貨物トラック 1台 農業用倉庫 1棟 乗用モアー 1台 スピードスプローラー 1台 <その他> ・農協組織の共選共販体制による出荷 ・地力作りによる樹勢の安定 ・交信かく乱剤利用による農薬使用量の低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
果樹	経営面積 180a  作付面積 ナシ 90a モモ 90a  従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用 0.5人	<資本装備> ナシ棚 100a 防蛾灯 180a  トランクター 1台 20ps 貨物トラック 1台 農業用倉庫 1棟 乗用モーター 1台 スピードスプローラー 1台 パワーショベル 1台  <その他> ・農協組織の共選共販体制による出荷 ・品種の組み合わせによる長期出荷 ・交信かく乱剤利用による農薬使用量の低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入
茶	経営面積 2.4ha  作付面積 てん茶 2.4ha  従事者数 ・家族 2人 ・雇用 0.5人	<資本装備> 製茶機械 1式 製茶工場 1式  防霜ファン 200a 乗用摘採機 1台 摘採機アタッチメント 1台 トランク 1台 2t 軽トランク 1台 動力噴霧機 1台 深耕機 1台 肥料散布機 1台 中耕機 1台 可搬用摘採機 1台 剪枝機 1台 刈ならし機 1台 補落し機 1台  <その他> ・直掛け及び棚式被覆による栽培 ・てん茶工場を所有し自園自製 ・IPM 手法を活用した適性防除	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農	常時飼養頭数 経産牛 40頭 育成牛 12頭 従事者数 ・家族 2人	<資本装備> 乳牛舎 1棟 育成牛舎 1棟 飼料用倉庫 1棟 堆肥舎 1棟 パイプライン 1機 バルククーラ 1台 飼料攪拌機 1機 給餌機 1機 ホイルローダ 1台 ダンプトラック 1台 トラクター 1台 <その他> ・酪農ヘルパー利用 ・家畜ふん尿は堆肥舎で発酵処理し耕種農家及び自家農地へ還元 ・自給飼料作付け	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・ヘルパーの利用
肉用牛	常時飼養頭数 肉用牛(交雑種) 170頭 従事者数 ・家族 2人	<資本装備> 牛舎 4棟 育成牛舎 1棟 倉庫 1棟 飼料攪拌機等の 飼料調整関連機器 1機 堆肥舎 1棟 ホイルローダ 1台 ダンプトラック 1台 <その他> ・食品製造副産物活用による低成本生産 ・家畜ふん尿は堆肥舎で発酵処理し耕種農家及び自家農地へ還元 ・稻わら等未利用資材の活用	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	常時飼養 頭数 母豚 50頭 肉豚 425頭  従事者数 ・家族 1人 ・雇用 0.5人	<資本装備> 分娩舎 1棟 育成舎 1棟 肉豚舎 1棟 母豚舎 1棟 倉庫 1棟 飼料攪拌機等の 飼料調整関連機器 1機 浄化槽 1式 ふん発酵施設 1式 トラック 1台 ダンプ 1台 ショベルローダ 1台 <その他> ・エコフィードを利用して飼料 費の大幅な低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・雇用労働力の確保
採卵鶏	常時飼養 羽数 採卵鶏 10,000 羽  従事者数 ・家族 2.5人	<資本装備> 成鶏舎 2棟 育成鶏舎 1棟 採卵G P施設 1棟 洗卵選別包装機 1台 自動販売機 10台 ワゴン車 1台 軽トラック 1台 鶏ふん処理施設 1式 シャベルローダ 1台 鶏ふん袋詰機 1台 直売所 1棟 <その他> ・生産された鶏卵は全量直売 ・自動販売機を利用した直売の実施 ・育成鶏、成鶏一貫飼育によるコスト低減	・複式簿記記帳による経営財務管理の実施 ・青色申告の実施	・休日制の導入

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、本市及び周辺地域において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高く、第2農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標営農類型の4割以上を達成する見込みのあるもの。

### **第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項**

#### **1 農業を担う者の確保及び育成の考え方**

本市は、効率的かつ安定的な経営を実践する経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、農ライフ創生センター等での実践的研修、担い手としての女性の能力向上に向けた研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### **2 豊田市が主体的に行う取組**

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、豊田市農ライフ創生センター、農起業支援ステーション（愛知県立農業大学校内に設置）、豊田加茂農起業支援センター（農業改良普及課内に設置）及びあいち豊田農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらを行うため、関係機関と連携・協力して、巡回指導を行う他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適正に行うことができる仕組みをつくる。

さらに、新規就農者が地域内で孤立することがないよう、地域営農協議会を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成、サポートする体制を強化する。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

#### **3 関係機関との連携・役割分担の考え方**

本市は、愛知県、豊田市農業委員会、あいち豊田農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携して、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を行う。

サポート等にあたっては、就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支

援ステーション、豊田加茂農起業支援センター、生産や経営に関する知識・技術の習得については愛知県立農業大学校、豊田市農ライフ創生センター等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及課、あいち豊田農業協同組合、本市認定農業者や農業経営士、農地の確保については豊田市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農起業支援センターやあいち豊田農業協同組合等と連携して新規就農希望者からの相談に対応する。また、新規就農希望者の研修状況や農業を担う者の定着状況等を、関係者と連携して隨時把握する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、農起業支援センター及びあいち豊田農業協同組合等で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。また必要に応じて、農起業支援ステーションに紹介する。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び集約化に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、次に掲げるとおりである。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェア	備 考
平坦地 70% 山村地 10%	1 シェアの算定に当たっての分母とする農用地は農振農用地面積とする。 2 農用地の利用面積には農作業受託面積（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、収穫、その他作目については、耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を三作業以上実施している農作業受託面積を含む。）を含む。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の者に対する農用地の集約化についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の集約化の割合が高まるように本市、豊田市農業委員会、あいち豊田農業協同組合及び土地改良区等は、利用権の設定等に際し農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進していく。

### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

本市、豊田市農業委員会、農地中間管理機構、あいち豊田農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、愛知県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性や高齢化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事項に関する事業を行う。

- 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事項に関する事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図られるよう努めるものとする。

以下、各個別事項ごとに述べる。

### 1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法について

##### ア 法第18条第1項の協議の場について

本市は、法第18条第1項の協議の場として、一体として地域の農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに地域営農協議会を設置し、規約を定め運営する。

##### イ 協議する事項について

地域営農協議会では、以下の事項について協議する。

##### (ア) 地域計画の区域

##### (イ) 区域における農業の将来の在り方

##### (ウ) 区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

##### (エ) 区域における農用地の利用関係の改善その他必要な措置

##### ウ 開催時期について

地域営農協議会の意向又は地域計画の更新等、必要に応じて適宜開催する。

##### エ 構成員について

農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員、土地改良区等、地域の実情に応じて、構成するものとする。

#### (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の判断基準について

農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本とし、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、区域から除く。

### (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項について

地域計画に基づく農用地の利用権の設定等は、地域計画の達成に資するようするため、原則、地域計画に設定されている耕作者に利用権の設定等を行う。また、地域計画に設定されている耕作者以外の別の耕作者が一時的に当該農用地を利用する場合等、地域計画の達成に支障がないと判断できる場合は、利用権の設定等を行うことができる。地域計画で予定していない利用権の設定等をしなければならなくなつた場合には、地域計画を変更することが確実であると本市が認めた場合に限り利用権の設定等を行うことができるものとする。

なお、本市、豊田市農業委員会、あいち豊田農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、各機関及び団体が有する個人データについて、特定の者との間で共同して利用できるよう①共同利用する旨、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的及び⑤開示等の求め及び苦情の受付について、その処理に尽力することを定めるとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する事業者の氏名又は名称を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態にできる体制を整備し、本市及び農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

## る事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の工に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

## (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。）

以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農

## 作業の委託に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（5）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（5）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（5）の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が（2）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

## （7）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （5）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外の権原に基づき使用及び収益をあげる者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

## （8）農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、（5）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及課、豊田市農業委員会、あいち

豊田農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア あいち豊田農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

#### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

あいち豊田農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### 4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

#### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ア 本市は、圃場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくまでの条件整備を図る。
- イ 本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。
- ウ 本市は、水稻作、転作を通じた望ましい経営体の育成を図ることとする。特に転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ集約化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
- エ 本市は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮する。

#### (2) 推進体制等

## ① 事業推進体制等

本市は、豊田市農業委員会、農業改良普及課、あいち豊田農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携し、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、当面行うべき対応を効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

## ② 豊田市農業委員会等の協力

豊田市農業委員会、あいち豊田農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、それぞれが果たす役割の発揮を通じて農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、関係機関、団体と相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市はこのような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附則

- 1 この基本構想は、平成24年3月27日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年10月1日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成29年3月27日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和4年3月11日から施行する。
- 5 この基本構想は、令和5年9月19日から施行する。